

答 申 第 4 4 号
(諮 問 第 4 2 号)

平成 2 8 年 6 月 1 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日付け鎌深地第 3 3 0 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書全部非公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成27年9月17日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「『深沢地域整備事業のまちづくり意見交換会』の応募者全員の小論文の公開を求める。その他、参加申込書等の書面の公開は不要である。」について、実施機関が平成27年10月14日付けで行った行政文書全部非公開決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成27年9月17日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「『深沢地域整備事業のまちづくり意見交換会』の応募者全員の小論文の公開を求める。その他、参加申込書等の書面の公開は不要である。」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成27年10月14日付け鎌倉市指令深地第19号で行政文書全部非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成27年10月30日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年10月30日付けで提出された異議申立書及び平成28年1月25日に提出された意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったため、異議申立人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関の決定理由では、「公募申込に際しての小論文は、個人の思想や意見に関する情報であり個人の人格と密接に

関連するため、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、非公開とします。」と記載されているが、条例にはそのような記載がない。

イ 深沢地域整備事業は、市施行、土地区画整理事業が前提のまちづくりであり、多額の公金を投入した事業である。当意見交換会は、多くの市民等に影響をあたえるものであるため、応募者の小論文の公開を求める。小論文の内容に具体的に個人情報のある箇所があるのであれば、その部分は黒塗りにし、公開すれば良い事である。

3 実施機関の行政文書全部非公開決定理由説明要旨

平成28年1月19日付けで提出された行政文書全部非公開決定理由説明書及び同年5月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書全部非公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

本件対象文書である小論文は、深沢地域整備事業のまちづくり意見交換会（以下「意見交換会」という。）市民公募要項に基づき、市民委員を公募した際の応募書類の1つである。

小論文は3つのテーマ（「応募の動機」、「深沢地域整備事業に期待すること」、「委員になることで貢献できること」）について原稿用紙1～3枚（400字～1200字）程度にまとめることを課題とした。なお、市民公募要項には、提出された資料は、本審査以外の目的では使用せず、応募者への返却を行わない旨の記載を行った。

小論文には応募者の氏名、住所、連絡先が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1号に該当する。

また、小論文の題名及び内容については、個人の思想等に関する情報で、個人の人格と密接に関連するため、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の異議申立書、意見書及び実施機関からの決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が意見交換会の開催にあたって構成員となる市民を募集し、その応募の際に応募条件として応募者から提出された小論文である。

そこで、本件対象文書について、条例第6条第1号に該当するとして全部非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会で本件対象文書をインカメラで調査したところ、小論文の内容のほかに応募者の氏名及び職歴が記載されていた。中には、住所、年齢、電話番号、ファックス番号及びメールアドレスも記載されているものもあった。氏名、職歴、住所、年齢、電話番号、ファックス番号及びメールアドレスは、特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第6条第1号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

ウ 次に、小論文の内容について見分したところ、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記述されている。

これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観等と密接に結び付いたものであることは明らかであることから、これらの情報を対社会に公開すべきか否か、また、それを社会のどの範囲に公開すべきかについては、元来各応募者が自ら決すべき権利を有していると認めるのが相当であり、そのことは、特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても同様というべきである。また、市民公募要項にて「提出された資料は、

本審査以外の目的では使用せず、応募者への返却を行いません」と明示してあることから、応募者が、自ら提出した小論文が公開されることは予測しえないことであったといえる。

したがって、条例第6条第1号に規定される「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) その他の異議申立ての理由について

異議申立人は、深沢地域整備事業は多額の公金を投入した事業であり、また、意見交換会は多くの市民に影響をあたえるものであることから公開すべきであると主張するが、条例は、税金投入の多少や市民への影響度によって公開・非公開の判断をするものではない。

異議申立人のこの点における所論は失当であり結論には影響しない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 7 / 9 / 1 7	行政文書公開請求書が提出される
1 0 / 1 4	行政文書全部非公開決定通知書送付
1 0 / 3 0	異議申立書が提出される (担当課: 深沢地域整備課)
1 2 / 1 0	審査会に対し諮問
1 2 / 1 6	実施機関に対し、行政文書全部非公開決定理由説明書の提出要請
2 8 / 1 / 1 9	行政文書全部非公開決定理由説明書を受理
1 / 2 2	異議申立人に対し、行政文書全部非公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
1 / 2 5	異議申立人から意見書を受理
1 / 2 6	実施機関に意見書(写)送付
5 / 2 3	第77回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
6 / 1 3	第78回審査会で審議
6 / 1 3	答申(第44号)